

地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、多摩・島しょ地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、二次保健医療圏ごとに地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称)

第2 協議会の名称は、次のとおりとする。

二次保健医療圏	協 議 会 名
西多摩保健医療圏	西多摩地域保健医療協議会
南多摩保健医療圏	南多摩地域保健医療協議会
北多摩西部保健医療圏	北多摩西部地域保健医療協議会
北多摩南部保健医療圏	北多摩南部地域保健医療協議会
北多摩北部保健医療圏	北多摩北部地域保健医療協議会
島しょ保健医療圏	島しょ地域保健医療協議会

(協議事項)

第3 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域保健医療対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 地域保健医療推進プランの策定、推進及び評価に関する事項
- (3) 保健・医療・福祉の連携に関する事項
- (4) 保健所の運営に関する事項
- (5) その他保健医療対策の充実に関し必要な事項

(構成等)

第4 協議会は、保健医療関係機関・団体の代表、福祉関係機関・団体の代表、保健医療を受ける立場の者、学識経験等を有する者、市町村代表等のうちから保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員40名以内で構成する。

ただし、これにより難しい場合は、別途定めることとする。

2 別表に記載の役職にある者については、委員として指定するものとする。

3 協議会に出席した委員（代理出席した者を含む）に対しては、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を総括する。

(幹事会)

第8 協議会に、協議会を補佐するための幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、委員のうちから会長が指名する者並びに市町村及び保健所職員のうちから別紙1に掲げる保健所の長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を総括する。

(特別委員)

第9 都民及び地域住民の代表の意見を二次保健医療圏の保健医療施策や保健所運営に反映させ、保健医療の一層の充実を図るため、保健所所管区域選出の東京都議会議員及び保健所所管区域の市町村長を特別委員とする。

(専門委員)

第10 協議会、部会及び幹事会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が指名し、別紙1に掲げる保健所の長が委嘱又は任命する。

(保健所協議会)

第11 南多摩保健医療圏においては、東京都南多摩保健所のほか、保健所を設置する市が存在するため、当該保健所管内の保健医療施策に関する事項等を協議することを目的として、当該保健所に保健所協議会を置く。

2 保健所協議会の構成、運営等については、別途定める運営要綱による。

(招集等)

第12 協議会、部会及び幹事会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会、部会及び幹事会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第13 会議、会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、会長、部会長、幹事長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長、部会長又は幹事長は、必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第14 協議会、部会及び幹事会の事務局は、別紙1に掲げる保健所とする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

2 特別委員の任期については、その職の在任期間をもって任期とし、知事が委嘱する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行し、平成21年7月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別紙 1

協 議 会 の 名 称	保 健 所 名
西 多 摩 地 域 保 健 医 療 協 議 会	東 京 都 西 多 摩 保 健 所
南 多 摩 地 域 保 健 医 療 協 議 会	東 京 都 南 多 摩 保 健 所
北 多 摩 西 部 地 域 保 健 医 療 協 議 会	東 京 都 多 摩 立 川 保 健 所
北 多 摩 南 部 地 域 保 健 医 療 協 議 会	東 京 都 多 摩 府 中 保 健 所
北 多 摩 北 部 地 域 保 健 医 療 協 議 会	東 京 都 多 摩 小 平 保 健 所
島 し ょ 地 域 保 健 医 療 協 議 会	東 京 都 島 し ょ 保 健 所